

第4次瑞浪市障害者計画の事業進捗評価（令和3年度実績）

【計画期間：平成30年度～令和5年度】

= 目 次 =

【1】評価の概要.....	1
(1) 評価対象数等	1
(2) 評価方法.....	1
(3) 評価方法に係る課題	1
【2】評価の結果（全体）	2
(1) 全体評価.....	2
(2) 基本目標別の比較.....	2
【3】評価の結果（基本目標別）	3
基本目標1 支えあう市民意識の醸成【共生意識】	3
基本目標2 療育・保育・教育の充実【療育支援】	4
基本目標3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】	5
基本目標4 生活支援体制の充実【生活支援】	6
基本目標5 安全・安心のまちづくり【環境整備】	7

別添資料

◎第4次瑞浪市障害者計画 事業進捗評価結果一覧（令和3年度実施状況）

令和4年12月
瑞浪市 民生部 社会福祉課

【1】評価の概要

(1) 評価対象数等

事業(取り組み)数	(計画当初) 90 項目 (実績年度) 88 項目 ※減少理由:目標達成による事業終了:3項目
評価実施部署数 (実数)	(計画当初) 20 部署:市役所(課又は係)19 箇所・外部団体 1 箇所 (実績年度) 20 部署:市役所(課又は係)19 箇所・外部団体 1 箇所
評価対象数 (延べ数)	125 項目 ※複数部署が関わる事業(取り組み)はそれぞれの立場で評価を実施

(2) 評価方法

①担当部署による自己評価

- ・各部署において、実施内容や課題を整理し、取り組みの達成度を A～E の5段階で評価しました。また、今後の方向性を A～K の8項目で設定しました。
- ・より客観性のある評価ができるよう、前回の評価から「取り組みの達成度」「今後の方向性」の選択肢の定義づけを明確化しました。1・2 年目と 3 年目以降の達成度 A～E を比較する場合は、次のとおり換算します。

(達成度)

1・2 年目			3 年目以降	
-	-		A	達成(100%以上)
A	ほぼ 100%	→	B	ほぼ達成(80～99%)
B	75%程度	→	C	概ね達成(60～79%)
C	50%程度	→	D	達成半ば(40～59%)
D	25%程度	>→	E	不十分(39%以下)
E	ほぼ未着手			

(今後の方向性)

1・2 年目			3 年目以降	
拡充して継続		→	ア	拡充・充実(予算・人員等を増加・充実)
現状で継続		→	イ	現状維持(従来とほぼ同じ内容)
改善して継続		→	ウ	方法改善(手順・予算・内容を変更)
-			エ	民間委託等(委託・指定管理等へ切替)
-			オ	縮小(予算・人員等を削減、手順を省略)
-			カ	終期設定(事業終了目途を決定)
他の事業と統合		→	キ	他事業と統合
事業終了		→	ク	事業休止・終了

②社会福祉課による全体評価

今回の評価から、担当部署による自己評価の達成度 A～E を下記のとおり点数化し、全体の平均値を求め、基本施策ごとの事業進捗状況や課題を分析しました。

A	100 点	B	75 点	C	50 点	D	25 点	E	0 点
---	-------	---	------	---	------	---	------	---	-----

(3) 評価方法に係る課題

①自己評価に係る基準・指標の明確化

部署間で自己評価の基準にばらつきがあるため、統一的な見解のもとで客観性のある自己評価ができるよう、どの状態を 100%とするか、何を用いて達成度を測るかという視点で自己評価の基準・指標を設定する必要があります。また、安易に前年度と同じ内容を記載しているものも見受けられます。毎年度 A 評価としている事業は、新たな課題の有無を確認する必要があります。

②庁内・庁外における推進体制の構築

障がい福祉施策は、福祉のみならず保健・教育・防災・まちづくり等、多岐分野にわたるものであり、総合的な推進のためには関係部署との情報共有や合意形成、有機的な連携が必須であり、計画作成から進捗管理に至るまで、全庁的な推進体制のもとで実施する必要があります。また、計画作成時だけでなく事業評価においても障害者計画等推進委員会・地域総合支援協議会からの具体的な意見を聴取し、外部機関等の視点も取り入れる必要があります。

【2】評価の結果（全体）

（1）全体評価

計画全体の達成度（平均点） **47.2 点**

担当部署による自己評価の達成度 A～E を点数化し、全体の平均を求めた結果、100 点満点中 47.2 点となりました。各事業（取り組み）の様々な内容・性格を考慮すると、平均値で論じることは必ずしも適切とはいえませんが、この点数を計画の進捗状況の目安として捉えれば、計画期間が 4 年を経過した中間時点で 5 割弱の達成度であるということになります。

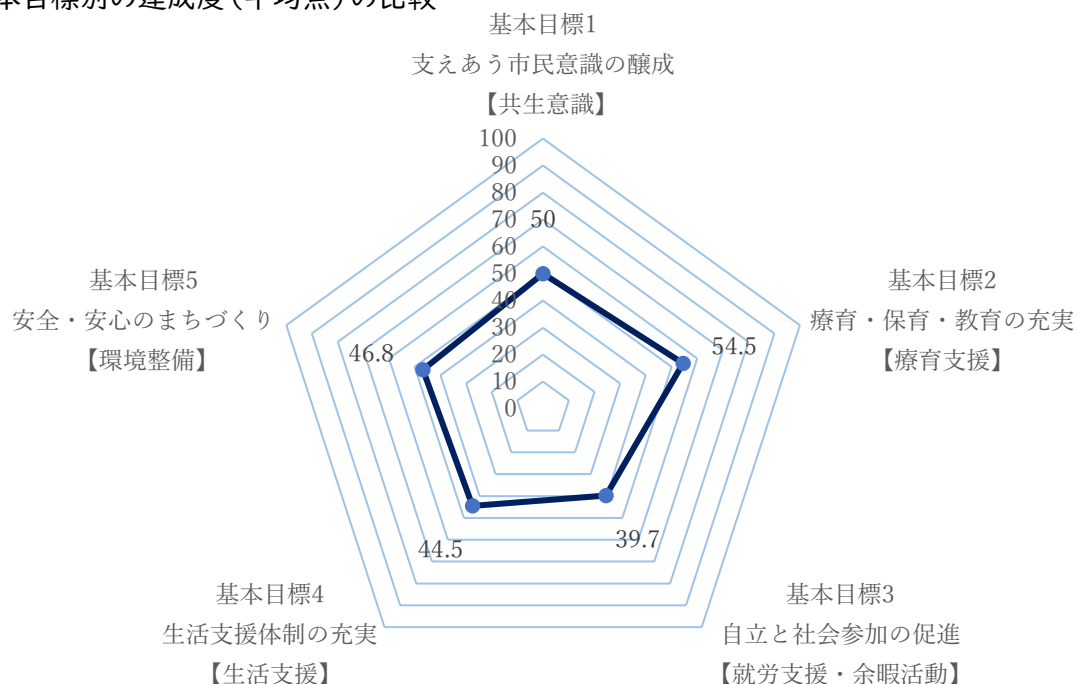
（2）基本目標別の比較

基本目標別に比較すると、自己評価が最も高いのは「2 療育・保育・教育の充実【療育支援】」で、次いで「1 支えあう市民意識の醸成【共生意識】」です。自己評価が最も低いのは「3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】」となっています。

■令和 3 年度末時点における第 4 次瑞浪市障害者計画の達成度（平均点）

第 4 次瑞浪市障害者計画		達成度＝平均点
基本目標 1	支えあう市民意識の醸成【共生意識】	50.0
基本目標 2	療育・保育・教育の充実【療育支援】	54.5
基本目標 3	自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】	39.7
基本目標 4	生活支援体制の充実【生活支援】	44.5
基本目標 5	安全・安心のまちづくり【環境整備】	46.8
全 体		47.2

■基本目標別の達成度（平均点）の比較



【3】評価の結果（基本目標別）

基本目標 1 支えあう市民意識の醸成【共生意識】（50.0 点）

基本目標 1 全体の達成度（平均点）は 50.0 点で、基本目標別に比較すると2番目に高い評価となっています。基本施策別にみると、最も評価が高いのが基本施策 2、最も評価が低いのが基本施策 1 となっています。

【基本施策 1】広報・啓発の推進（40.0 点）

自己評価は担当部署の立場により受け止め方が違います。広報誌や行事で定期的・継続的な広報・啓発を実施している点は達成していますが、広報の発行回数が減少し、効果的な内容・頻度・手法であるかという点で低い評価となっています。広報・啓発の効果は測定しにくい面もありますが、啓発手段も変えながら、日頃から障がい者と地域の人々が接する機会を持ち、実体験に基づき理解を深めることが求められています。

【基本施策 2】福祉教育の推進（62.5 点）

評価は、小中学校において定期的・継続的な福祉学習や体験活動、特別支援学校との交流、特別支援学級と通常学級の日常的な交流等を実施していることについて高い評価が出ている一方、地域における交流活動は進んでおらず低い評価となっています。先進事例等の情報収集に努め、地域における交流の在り方を模索していく必要があります。

【基本施策 3】地域福祉活動、ボランティア活動の推進（55.6 点）

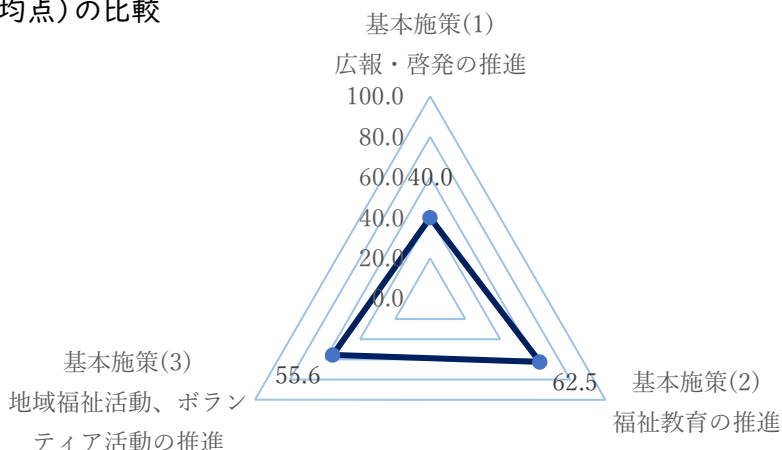
地域において支援の必要性にいち早く気づき、適切な部署へつなげることができるよう、各部署において所管団体の活動を支援しながら、地域での見守りと支え合いの体制を強化しています。ボランティア活動については、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人のマッチングに向け、市民の関心を高めるための効果的な啓発や地域の課題や個々のニーズの把握が課題となっています。

■評価結果

基本目標 1		事業数	評価結果（A～E の個数）						達成度（平均点）
			A	B	C	D	E	計	
基本 施策	(1) 広報・啓発の推進	8	0	3	2	3	2	10	40.0
	(2) 福祉教育の推進	3	1	2	0	0	1	4	62.5
	(3) 地域福祉活動、ボランティア活動の推進	4	1	1	6	1	0	9	55.6
全体		15	2	6	8	4	3	23	50.0

A：達成（100 点） B：ほぼ達成（75 点） C：概ね達成（50 点） D：達成半ば（25 点） E：不十分（0 点）

■達成度（平均点）の比較



基本目標 2 療育・保育・教育の充実【療育支援】 (54.5 点)

基本目標 2 全体の達成度(平均点)は 54.5 点で、基本目標別に比較すると最も高い評価となっています。基本施策別では、基本施策 1 と 2 がともに 60 点を超え、概ね達成であるのに対し、基本施策 3 が 30 点台の低評価となっています。

【基本施策 1】早期療育と療育支援体制の充実 (62.5 点)

発達検査、支援方法の相談・指導を必要とする児童が増加傾向です。引き続き臨床心理士による巡回訪問・発達検査、幼稚園・小学校・中学校・高等学校間の確実な引継ぎを行うことにより、成長過程に応じて支援の実施者が変わっても切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関間の連携強化を意識しながら早期療育と療育支援体制の充実を図っています。今後も引継ぎを意識し、中学校卒業後の生徒の情報共有について取り組んでいくこととしています。

【基本施策 2】インクルーシブ教育の推進 (65.0 点)

加配保育士・学業支援員の適正配置、特別支援コーディネーターの資質向上に継続的に取り組み、ともに遊びともに学ぶ環境を整えています。支援を必要とする子どもの数は増加傾向にある中、学校においては、通級指導教室を増設、また医療的ケア児の通学開始に伴い学校看護師を配置、痰吸引場所を確保する等、積極的な環境整備に取り組んでいます。

【基本施策 3】障がい児サービスの充実 (37.5 点)

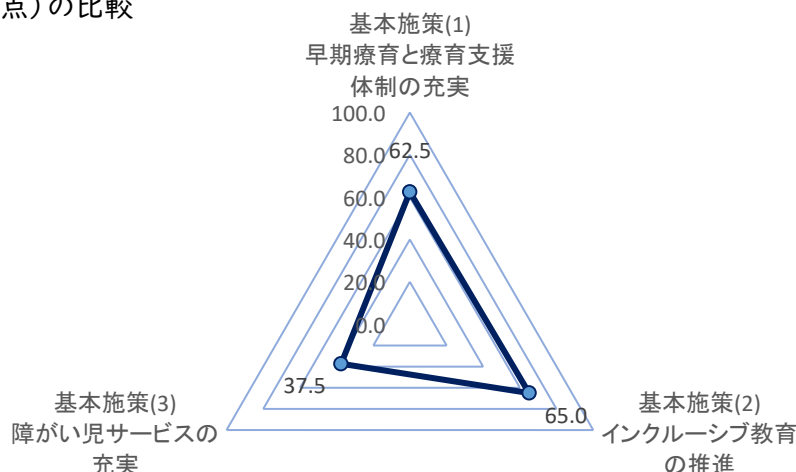
市内の通所支援事業所が少ないため、市外事業所を視野に入れた中で療育の場が確保できている状況であり、重症心身障がい児・医療的ケア児に対応できる事業所が少ないことも含め、身近な地域での療育確保が達成できていない点が低評価の要因の一つです。また、学校での医療的ケア児の受入れが開始されたことを受け、幼稚園での受け入れ体制の整備も大きな課題となっています。

■評価結果

基本目標 2		事業数	評価結果 (A～E の個数)						達成度 (平均点)
			A	B	C	D	E	計	
基本 施策	(1) 早期療育と療育支援体制の充実	2	0	2	2	0	0	4	62.5
	(2) インクルーシブ教育の推進	6	1	4	5	0	0	10	65.0
	(3) 障がい児サービスの充実	6	0	1	4	1	2	8	37.5
全体		14	1	7	11	1	2	22	54.5

A : 達成 (100 点) B : ほぼ達成 (75 点) C : 概ね達成 (50 点) D : 達成半ば (25 点) E : 不十分 (0 点)

■達成度(平均点)の比較



基本目標 3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】 (39.7 点)

基本目標 3 全体の達成度(平均点)は 39.7 点で、最も低い評価となっています。

【基本施策 1】一般就労、経済的自立の支援・促進 (37.5 点)

効果的かつ具体的な取り組みが不十分という点で低い評価となっています。今後は、地元企業や商工会議所とのつながりを深めるための取り組みを進め、職場体験や実習生の受入れ先の確保につながるよう取り組みをする必要があります。

市職員の障がい者雇用の割合は 2.51%で、地方公共団体の法定雇用率 2.6%を下回っていることから B 評価となりました。今後、計画的な雇用を遵守し、働きやすい環境となるよう、障がい者雇用の課題を整理していく必要があります。

【基本施策 2】福祉的就労の確保 (45.0 点)

本人・家族・相談支援専門員からの聞き取り等を踏まえ、障がいの特性や心身状況に応じた就労支援の支給決定を行っている点、優先調達の実績が増加傾向にある点において概ね達成しています。就労支援事業所における安定的な受注や工賃向上に向けた支援、農福連携をはじめとした新分野との連携については D 評価となっており、方法改善により取り組みを進める必要があります。

【基本施策 3】文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進 (37.5 点)

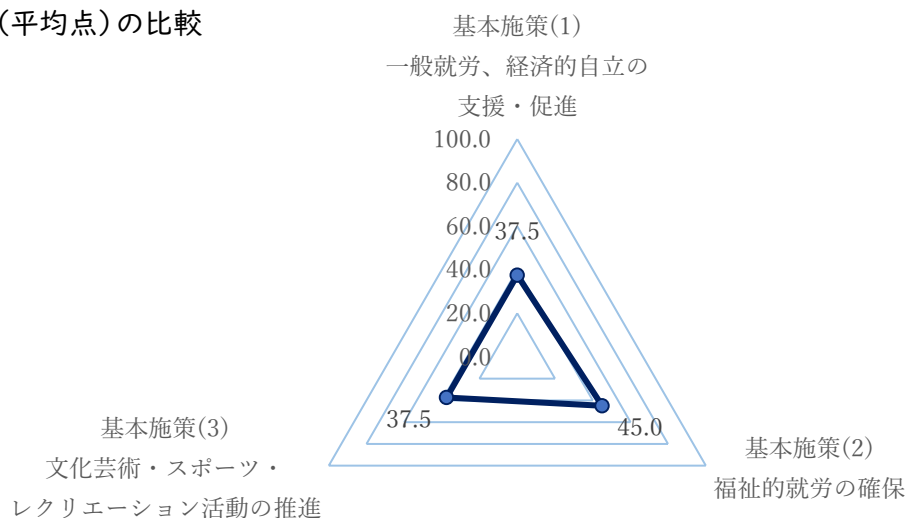
コロナ禍でも開催可能で、安全に実施できるヨガやストレッチ等の教室の開催と観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載を計画していくこととしています。バリアフリー情報掲載については、バリアフリー化されていない店舗が多いことからパンフレットへの情報掲載が難しいため、バリアフリー化された箇所を随時ホームページに情報掲載をしていきます。

■評価結果

基本目標 3		事業数	評価結果 (A~E の個数)						達成度 (平均点)
			A	B	C	D	E	計	
基本 施策	(1) 一般就労、経済的自立の支援・促進	4	0	1	2	2	1	6	37.5
	(2) 福祉的就労の確保	4	0	1	2	2	0	5	45.0
	(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進	6	0	0	4	1	1	6	37.5
全体		14	0	2	8	5	2	17	39.7

A : 達成 (100 点) B : ほぼ達成 (75 点) C : 概ね達成 (50 点) D : 達成半ば (25 点) E : 不十分 (0 点)

■達成度(平均点)の比較



基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】 (44.5 点)

基本目標 4 全体の達成度(平均点)は 44.5 点です。基本施策別にみると評価が、基本施策 1 と 2 が 20 点台の低評価、基本施策 3 と 4 が 60 点台の高評価と二分されています。

【基本施策 1】相談支援体制の充実と人材育成 (29.2 点)

E 評価が二つあります。一つは、制度等に関する積極的な周知が不足していることによるもので、説明パンフレットやホームページの充実に向け、取り組みを進める必要があります。もう一つは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議が不十分なため、今後は東濃圏域全体での協議と並行し、地域総合支援協議会の専門部会場で検討していくこととしています。

【基本施策 2】障害福祉サービスの充実 (27.3 点)

相談支援事業所等と連携しながら適切にサービスの支給を決定している点は評価していますが、新たな課題に対応した取り組みについては進捗状況が芳しくなく、居住の場、医療型短期入所の確保、共生型サービス、第三者評価の実施促進について E 評価となっています。

【基本施策 3】保健・医療サービスの充実 (65.0 点)

安全な妊娠出産に対する教育・保健指導、福祉医療費助成について A 評価となっている一方、専門的医療機関の情報把握と提供が E 評価となっており、福祉と医療の連携強化が課題です。

【基本施策 4】権利擁護体制の充実 (60.0 点)

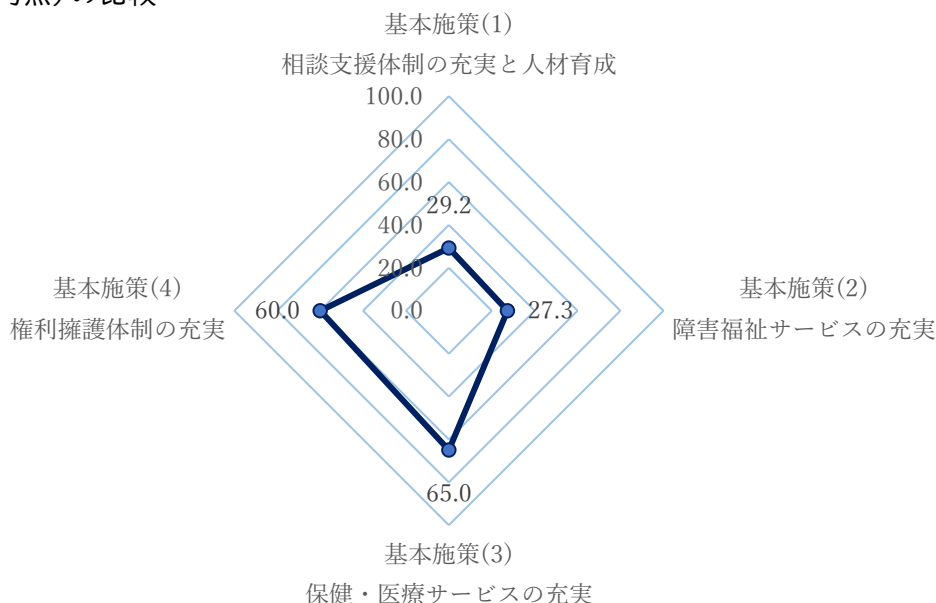
東濃 5 市の連携により、成年後見制度の利用促進に係る中核機関が運営委託されていますので、円滑に運営されるよう支援し、制度の利用促進を図ります。

■評価結果

基本目標 4		事業数	評価結果 (A~E の個数)						達成度 (平均点)
			A	B	C	D	E	計	
基本 施策	(1) 相談支援体制の充実と人材育成	6	1	0	0	3	2	6	29.2
	(2) 障害福祉サービスの充実	10	0	2	2	2	5	11	27.3
	(3) 保健・医療サービスの充実	7	3	2	4	0	1	10	65.0
	(4) 権利擁護体制の充実	4	0	2	3	0	0	5	60.0
全体		27	4	6	9	5	8	32	44.5

A : 達成 (100 点) B : ほぼ達成 (75 点) C : 概ね達成 (50 点) D : 達成半ば (25 点) E : 不十分 (0 点)

■達成度(平均点)の比較



基本目標 5 安全・安心のまちづくり【環境整備】 (46.8 点)

基本目標 5 全体の達成度(平均点)は 46.8 点です。基本施策別にみると 2 と 4 は概ね達成の評価ですが、基本施策 1 と 3 の達成度が低いという評価となっています。

【基本施策 1】生活環境の整備 (46.4 点)

公共施設は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに対応した一定の建設基準に基づいた設計・施工をし、本庁舎はトイレのバリアフリー化、オストメイト対応トイレの設置をし、案内表示をする予定です。安全な道路整備は計画的に長期的に対策し、住宅のバリアフリー化の補助申請に備え、利用促進を図るために継続的な情報発信をする必要があります。

【基本施策 2】情報取得や意思疎通の支援 (50.0 点)

広報みずなみのユニバーサルデザインの考え方に基づいた紙面づくり、声の広報を作成し、ホームページに掲載するなど取り組んでいます。職員に対して障がいの特性に配慮した対応ができるよう継続して周知を図る必要があります。手話通訳については、手話奉仕員養成講座への参加促進と人材育成が課題となっています。

【基本施策 3】外出時の移動支援 (37.5 点)

コミュニティバス、デマンド交通についてはアンケート調査の実施により利用実態・ニーズ把握に努め、コミュニティバス事業では、運転手がバリアフリー法適合車両による車椅子を使用した障害者対象の研修を実施しました。複数部署が関わる事業のため、課題を抽出・整理し、総合的に推進する必要があります。

【基本施策 4】防犯・防災体制の整備 (50.0 点)

消費生活相談、無料法律相談や、防犯啓発活動、防災リーダー養成講座の実施、要配慮者施設に係る避難確保計画の整備等、各種防犯・防災事業が実施されています。今後は、災害時に適切な避難行動ができるよう、実践的な訓練、個別避難計画の作成等を行う必要があります。

■評価結果

基本目標 I		事業数	評価結果 (A~E の個数)						達成度 (平均点)
			A	B	C	D	E	計	
基本 施策	(1) 生活環境の整備	4	1	0	4	1	1	7	46.4
	(2) 情報取得や意思疎通の支援	5	0	2	2	2	0	6	50.0
	(3) 外出時の移動支援	3	0	0	4	1	1	6	37.5
	(4) 防犯・防災体制の整備	6	0	3	6	3	0	12	50.0
全体		18	1	5	16	7	2	31	46.8

A : 達成 (100 点) B : ほぼ達成 (75 点) C : 概ね達成 (50 点) D : 達成半ば (25 点) E : 不十分 (0 点)

■達成度(平均点)の比較

